

## 「県立高校の在り方に関する検討会」運営等業務 企画提案要領

### 1 業務の概要

#### ① 業務名

「県立高校の在り方に関する検討会」運営等業務

#### ② 業務内容

本業務の内容は、別添「企画提案仕様書」に定めるとおりとする。

#### ③ 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ・ 民間事業者であり、単独で応募できること。
- ・ 本業務を適切に遂行できる体制及び能力を有すること。
- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・ 群馬県の指名停止措置を受けていないこと。
- ・ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てを行っていないこと。

### 3 見積限度額

事業費は、金7,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

※ 予算額は業務委託上限額を示したものであり、この範囲内で精算すること。なお、申請額がそのまま認められることを確約するものではない。

### 4 スケジュール

企画提案募集	令和8年5月18日（月）～6月1日（月）
質問受付	令和8年5月18日（月）～5月22日（金）午後1時必着
質問への回答	令和8年5月27日（水）
応募期限	令和8年6月1日（月）午後4時必着
審査	令和8年6月2日（火）～6月4日（木）
結果通知	令和8年6月5日（金）発送予定

※ 上記日程は予定であり、やむを得ない事情により変更する場合がある。その場合は、速やかに応募者に通知する。

### 5 応募手続等

(1) 提出書類（それぞれPDF形式のデータを電子メールに添付して提出）

- ① 企画提案書表紙（様式2）
- ② 企画提案書本体（任意様式）
- ③ 業務実施体制（様式3）
- ④ 費用見積書（任意様式）

※ 宛て名は「群馬県教育委員会 教育長 平田 郁美」とし、見積書の内訳は各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。（消費税及び地方消費税の対象経費と対象外経費がわかるように記載すること。）

※ 見積書には、担当者及び責任者それぞれの名前と連絡先を見積書内に必ず記載すること。確

認のため、見積書記載の責任者へ電話連絡する場合がある。その際に見積書提出期限当日の17時まで確認が取れない場合は、当課より別途指示する。

## (2) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出書類は審査の必要上、複数部印刷することがある。

## (3) その他の注意事項

- ① 提出書類の作成・提出に要する経費は事業者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書は、提出後に内容を変更することはできない。
- ③ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ④ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面にて提出すること。
- ⑤ 提出書類に重大な不備があった場合は失格とする。
- ⑥ 提出書類は、群馬県情報公開条例（平成12年6月14日群馬県条例第83号）に基づき、不開示情報及び非公開情報（個人情報、法人の正当に利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ⑦ 県のメールシステムの仕様でデータ受信が7Mまでとなっているため、それを超えるデータを提出する場合は担当に連絡の上、圧縮や分割するなどして対応すること。

## 6 審査方法及び評価基準

提出された企画提案書等について、県が設置する審査委員会において審査を行う。審査は、原則として書類審査とし、次の観点を踏まえ総合的に評価する。

- ① 事業者評価（経営の安定性等）
- ② 事業実績（類似業務の受注実績）
- ③ 実施体制（業務執行体制、要員配置の妥当性等）
- ④ 企画内容（目的が達成が期待できる企画内容であるか）
- ⑤ 事業費（業務内容に対して適切な経費内訳となっているか）
- ⑥ 緊急時の対応（緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか）
- ⑦ その他（独自提案等上記以外で評価すべき点があるか）

## 7 受託候補者の選定

審査結果に基づき、最優秀提案者を受託候補者として選定する。受託候補者と契約内容について協議が整わない場合には、次点者と協議を行うことがある。

## 8 契約に関する事項

- ・ 契約は、選定された受託候補者と随意契約により締結する。
- ・ 契約内容は、仕様書、企画提案書及び協議結果に基づき決定する。
- ・ 契約金額は、予算の範囲内とする。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 本要領に定める事項に違反した場合
- ・ 審査の公平性を損なう行為があった場合

## 10 その他

- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ・ 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・ 本要領に定めのない事項については、当課と協議の上決定する。

## 11 問い合わせ先及び提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県教育委員会事務局 高校教育課 高校未来づくり室（群馬県庁内）

高校未来づくり係（担当：田村）

電話 027-226-4644

メール [tamura-junya@pref.gunma.lg.jp](mailto:tamura-junya@pref.gunma.lg.jp)